

令和8年度 冬休みにおける児童クラブの登録申請について

▼申込期日および時間

10月13日(火)～11月13日(金)(土・日曜、祝日は除く)

午前 9 時～午後 4 時

▼申込場所

市役所児童課（本庁舎1階）

※市役所児童課へ提出できない場合は、開所中(注1)の児童クラブに提出してください。

午後 2 時～午後 7 時(土・日曜、祝日は除く)

(注1)実施時間中であっても、児童帰宅後は、午後 7 時より早く閉所することがあります。また、利用する児童がいない場合は、開所しません。

▼申込方法

冬休み児童クラブ登録申請書に必要事項を記入し、就労証明書等を添えて申請してください。就労証明書等については、保護者のいずれもの証明が必要です。

▼対象児童

市内の小学校に在籍する1年生から6年生までの児童であって、その保護者のいずれもが次のいずれかに該当すること。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 長期にわたり疾病等の状態にあり、又は同居の親族を常時介護していること。
- (4) その他市長が必要と認めた状態にあること。

▼実施予定施設（実施施設は今後変更になる場合があります。）

日の出第一・第二児童クラブ(ひので子育て支援センター横)
桜第一・第二児童クラブ(桜小学校敷地内)
大藤児童クラブ(大藤児童館内)
白鳥児童クラブ(白鳥コミュニティーセンター内)
栄南児童クラブ(栄南児童館内)
十四山東部児童クラブ(十四山東部小学校内)
十四山西部児童クラブ(十四山西部小学校敷地内)

(注)よくお読みください

※定員を超える場合は、ご希望の児童クラブに入れないことがあります。

※ご希望の児童クラブを申請書に第三希望まで記入することができます。(ただし通所可能な範囲内で記入し、希望がない場合は空欄のまま提出してください。)記入していただいたクラブから審査のうえ、決定いたします。

※日の出、桜児童クラブは、どちらの児童クラブに入るかは、申請人数や学年、男女の比率等を勘案し、児童課にて調整して決定します。

◇申請後にその申請を取り下げたい場合は、辞退届を12月9日(水)までに児童課へ提出してください。期日を過ぎると、冬休み利用料が発生します。

▼実施(冬休み)期間

令和8年12月24日(木)～令和9年1月6日(水)まで
(日曜・祝日、年末年始12/29～1/3は休みのため、開所日数は7日間)

▼実施時間

午前8時～午後7時
※このうち家庭で児童をみることができない日・時間にご利用いただけます。
※必ず午後7時までにお迎えに来てください。

▼利用料他

利用料5,000円+おやつ代500円(十四山東部児童クラブは利用料のみ)
※日割りはありませんのでご了承ください。
※利用料減免について、一定の要件に該当する方は利用料の減免を受けることができます。
減免を希望される方は申請書の記入が必要となりますので、お申し出ください。

▼その他

◇冬休み期間中、児童の送迎は必ず保護者が実施してください。やむを得ず、保護者以外の方(18歳以上の方に限る。)が送迎する場合は、あらかじめ児童クラブに相談してください。

◇利用決定は、先着順ではありません。市が定めた優先順位に従って決定します。

◇承諾・不承諾通知は11月下旬に郵送します。

◇昼食とお茶は各自で用意してください。なお、弁当については、傷みやすいものや窒息等起こしやすいもの(警告マーク等あるもの)は入れないでください。

※おやつを持ち込みが必要な場合も窒息等起こしやすいものは入れないでください。

◇おやつは児童クラブで用意します。

(食物アレルギーのある人および十四山東部児童クラブを除く。)

※児童クラブは集団生活です。きまりを守り、お互いに気持ちよく過ごせるようご協力をお願いします。

※弥富市小学校再編整備方針に伴い、令和10年度より十四山東部児童クラブを十四山西部児童クラブに統合し、大藤及び栄南児童クラブは継続して運営いたします。

問い合わせ先
弥富市役所児童課 児童育成 G
電話 65-1111(内線154)